

2 優れた臨床研究医の育成

＜高度な研究能力と診断能力を兼ね備え、臨床の現場で活躍する医療人材

（フィジシャン・サイエンティスト）の育成＞

- ・ 医学的な知識や研究の経験は、医師の実力を伸ばすのに必要
- ・ 医科大学ができれば質の高い医師が増える。
- ・ 病気を治すための研究に意欲を持つ学生は多い。臨床しながら研究できるのは魅力
- ・ 優秀な教育者、教育がしっかりされた医師を増やすことは大賛成
- ・ 最近の学生は専門医資格を取得したいが、学位の意味には疑問を持つ人が多い。専門医資格の取得と博士の学位の取得は両立できる。大学院で学位だけでなく専門医資格も取得できれば魅力となる。
- ・ 学生のニーズに合致した研究領域を設定し、在学中だけでなく、学位取得後も臨床しながら研究を続けることができれば静岡に残る可能性がある。

3 研究拠点の形成

＜既存の枠を越え、地域の特性を活かした最先端の研究拠点の形成＞

- ・ 疾病に加え、予防、健康などに関し、山間部などの地域特性を活かした研究拠点は優位性がある。
- ・ 他の研究機関や産業界と連携した先進的な臨床研究体制が構築できれば魅力的
- ・ 臨床しながらヒトのサンプルで研究ができるのは魅力になる。研究をサポートする体制の構築が必要
- ・ 高いレベルの研究ができ、教員のサポートも充実させれば、既存の医療分野の壁を越える新しい形の大学院ができる。

4 地域医療への貢献

＜研究成果の還元、医療人材の育成、大学院の資源活用による地域医療への貢献＞

- ・ 医師の質を高めるための大学院をつくるという考え方が必要
- ・ 産科や救急科の医師の少なさは、安心、安全と言えるのか疑問
- ・ 診療科別医師数が全国比 80%未満の科では様々な支障が生じている。静岡県では内科に 70%台が多く、診療科の細分化が進んでいるため、一つの大学で全分野をカバーすることは困難
- ・ 特に神経内科、アレルギー、リウマチ等の医師が少ないことは重要な問題
- ・ 内科系の不足分野に浜松医科大学と協力して医師を補充できる構想が必要
- ・ 静岡県で弱点とされる診療領域の優秀な医師を県立総合病院に集め、コアをつくる。それが魅力になる。
- ・ 医学部には病院への医師派遣機能があるが、静岡県には医師派遣を担うセンターがないのではないか。
- ・ 医学修学研修資金被貸与者の定着が課題。専門医研修の基幹病院を東部、中部で増やして指導医を充実させることが重要
- ・ 静岡県で専門医資格を取得でき、人材が東部を中心に広がるようなスキームが必要
- ・ 若い人は外に出ていろんな経験をしたい。県外に出て戻ってこれる、戻ってきてもいい仕組みづくりが重要
- ・ 「静岡県に定着したい」「専門医資格を取得したい」という医師が魅力を感じる大学院であることが必要

5 国際社会への貢献

<海外の研究機関と連携した世界水準の研究推進による国際社会への貢献>

- ・ 中国浙江省各病院や豪州ウェストメッド小児病院などの静岡県立病院機構が連携している医療機関をはじめ、海外拠点との研究データの共有や研究者の往来などの連携を進め、世界水準の研究に取り組むことにより、国際社会に貢献する。

(参考) 各医科大学院の理念・目標等

京都大学大学院 医学研究科	慶応大学 医学部・医学研究科	東北大学大学院 医学系研究科	浜松医科大学 医学系研究科	静岡社会健康医学 大学院大学
<p>○理念と目標</p> <p>京都大学大学院医学研究科は、<u>医学を、生命科学と理工学を基盤とし、個および集団としての人の健康と疾病を取り扱う統合的な学問と位置づけ、生命現象の根本原理、病気の成因、病態の機構を解明し、その成果を先進的医療と疾病予防に発展させる国際的研究拠点を形成する。</u></p> <p>これにより、専門領域での深い学識に加え基礎生物学から臨床医学・社会医学までを見通す広い視野を備えた医学研究者の養成を行う。</p>	<p>○教育理念</p> <p>福沢諭吉・北里柴三郎の建学の精神に則り、常に広い視野で将来を見つめ、時代に先駆けて事を行う姿勢をもち、独創性と人間性を重んじ、<u>基礎医学と臨床医学の緊密な連携の下に学問と実践を結びつけた医学教育に基づく人材育成をめざす。</u></p> <p>○教育目標</p> <p>独立自尊の気風を養い、豊かな人間性と深い知性を有し、確固たる倫理観に基づく判断力を持ち、生涯にわたって研鑽を続け、医学と医療をとおして人類の福祉に貢献する人材を育成する。</p> <p>○学部の基本思想</p> <p>・基礎と臨床一体の医学・医療を目指す</p> <p>1917年、慶應義塾大学医学部は世界的な細菌学者として知られる北里柴三郎博士を初代学部長として発足しました。博士は若い頃から民衆のための医学を志し、かつて受けた福澤諭吉の恩顧に報いるため医学部創設に尽力しました。以来長い歴史を刻んできた医学部は、「<u>基礎臨床一体型医学・医療の実現</u>」を理想に掲げ、「<u>フィジシャン・サイエンティスト</u>」の育成に取り組んでいます。それは、<u>研究能力を備えた医師</u>であり、同時に豊かな人間性と深い知性を有し、確固たる倫理観に基づく総合的判断力を持ち、生涯にわたって研鑽を続け、医学・医療を通して人類の福祉に貢献する人材の育成です。それはまさに福澤諭吉の提唱する“実学”の実現に他なりません。</p>	<p>○理念</p> <p>医学及び保健学の<u>先進的、学際的及び創造的な研究を推進し、国際的に通用する優れた研究者並びに高度な医学的知識及び技術並びに豊かな人間性を備えた医療及び保健の指導者及び実践者を育成し、もって日本及び世界の人々の健康及び福祉の増進に寄与する。</u></p> <p>○教育目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>学問に対する強い探究心</u>を持ち、常に目的意識を持って医学及び保健学の領域問題の解決に挑戦して問題解決を成し遂げることができるのみならず、問題を発見することができる人材を育成する。 2 最先端の専門的知識を備え、<u>世界水準の研究を理解するとともに、新たなる発想に基づき、未知・未踏の研究課題に取り組む創造力と行動力のある人材を育成する。</u> 3 外国人や社会人に対する門戸を開放し、国内外で幅広く活躍できる人材を育成する。 4 国際的視野と幅広い教養と豊かな感性に支えられた倫理性を持ち、かつ、高度な専門的知識の実践により、<u>健全なる地域社会と国際社会の形成に貢献する人材を育成する。</u> 	<p>○教育目的</p> <p>大学院医学系研究科医学専攻（博士課程）は、<u>国際的にリーダーシップを発揮できる基礎医学研究者と臨床研究医を養成することを目的としています。</u>即ち、光先端医学を中心に幅広い専門分野の授業科目を履修することを基礎に、基礎研究者を目指す学生には高度の専門的知識と技術を身につけ、独創的な先端研究を遂行できる能力を養成します。また、臨床研究医を目指す学生には、<u>臨床研究を更に推進することができるような研究マインドを持ち、臨床の現場で広く求められる応用力を養成します。</u></p> <p>○教育目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 研究者としての倫理と誠実な人間性を養う。 2 国際的な視野を持ち、豊かな知性と教養を身につける。 3 問題発見能力を身につける。 4 医学・医療に関する高度の専門的知識と技術に基づく問題解決能力を身につける。 5 学術論文の作成能力を身につける。 6 <u>生涯にわたり自立して学問を探究する姿勢を養う。</u> 	<p>○基本理念</p> <p>健康と医療、環境を統合する俯瞰的な視点を機軸とし、健康寿命の延伸に資する教育研究を通じ、<u>国際社会に貢献する「知と人材の拠点」</u>を目指す。</p> <p>○基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 最先端の研究 臨床・予防医学の高度化、健康増進・疾病予防対策の最適化に資する最先端の疫学研究、ゲノム医学研究、医療ビッグデータ解析に取り組む。 2 高度専門人材の育成 社会健康医学の学識を社会に還元し、医療・保健・福祉の現場でその向上に貢献できるプロフェッショナルな人材を育成する。 3 成果の社会還元 研究成果の社会実装を積極的に進め、幅広い視点から<u>人類の健康増進や疾病予防に貢献する。</u>
東京大学大学院 医学系研究科				
<p>○教育・研究目的</p> <p>本研究科は、生命現象のしくみの解明、疾病の克服および健康の増進に寄与する最先端研究を推進するとともに、医学系領域の各分野において<u>卓越した学識と高度な独創的研究能力を有する国際的リーダーを養成</u>することを目的とする。</p>				

(仮称) 医科大学院大学準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称) 医科大学院大学の設置に向け、基本構想を策定するため、(仮称) 医科大学院大学準備委員会 (以下「委員会」という。) を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、知事が委嘱した委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員長は、知事が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表して会務を総括する。
- 5 委員長が不在のときは、委員長が予め指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は公開とする。ただし、公開することにより、特定の者に利益若しくは不利益をもたらすおそれがあるとき、又は、円滑若しくは公正な会議の運営に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、委員長の判断により非公開にすることができる。
- 3 会議の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、静岡県健康福祉部政策管理局企画政策課において処理する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。